

動物実験関連規程等が整備されていない動物園、水族館、動物病院等の機関から分与された動物試料を用いて、学内で実験に用いる場合の申合せ

令和3年10月13日制定

香川大学に所属する職員等が、動物実験関連規程等が整備されていない動物園、水族館、動物病院等の機関で飼養・保管されている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物から採材された試料を用いて、香川大学内において実験を行う場合については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 実験を行う本学職員等は、香川大学動物実験委員会が主催する「動物実験に関する教育訓練」の受講履歴が有効期限内であることを確認する。
2. 実験を行う本学職員等は、当該学外機関から試料を受領する前に、本学動物実験委員会に、本学職員等を動物実験責任者として動物実験計画の申請を行うこと。